

都計第 667 号
平成 26 年 7 月 18 日

(公社) 日本技術士会北海道支部 支部長 様

北海道建設部長

北海道景観審議会委員の公募について

道景観行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、道では、北海道における良好な景観の形成の推進を図るため知事の附属機関として「北海道景観審議会」を設置しております。

このたび、別添のとおり「北海道景観審議会委員応募要領」を定め、審議会委員の一部を広く道民の方々から公募することとしたので、会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

北海道建設部まちづくり局都市計画課
基本計画・景観グループ 主査(景観) 松原
直通電話 011-204-5563

平成 26 年度 北海道景観審議会委員応募要領

道では、良好な景観の形成によって、豊かさと潤いのある暮らし及び魅力ある地域社会を実現することをめざし、平成 20 年 4 月に「北海道景観条例」を制定し、本道の良好な景観形成を推進するための重要事項について幅広い分野からの意見を伺うため、知事の附属機関として北海道景観審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

このたび、委員の改選にあたって道民の方々と共に考え、ご意見を良好な景観の形成に反映させるため、次のとおり審議会委員の一部を広く道民から公募します。

1 応募資格

- (1) 北海道に居住する満 20 歳以上の方〔平成 26 年 10 月 1 日現在〕
- (2) 北海道の良好な景観に関する研究や活動等により景観（屋外広告物を含む）について関心を持ち、年数回開催する審議会（札幌市内で開催）に出席できる方
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方以外の方

2 公募委員数

2 人以内

3 委員の任期

委嘱の日（平成 26 年 10 月 1 日予定）から 2 年間

4 委員の仕事

選考された方は、審議会の委員として、「北海道景観条例」及び「北海道屋外広告物条例」に基づく重要事項について、審議していただきます。

なお、審議会に出席した場合は、道の規程に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

5 応募方法

応募は、応募期間中に次の(1)と(2)の書類をまとめて応募先に郵送又は持参してください。

北海道景観審議会委員応募用紙（様式 1）及び作文の原稿用紙（様式 2）は、道庁建設部まちづくり局都市計画課及び各（総合）振興局建設指導課で配付していますが、道庁のホームページからもダウンロードできます。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/index.htm>）

なお、応募された書類は、お返しできませんので、ご了解願います。

- (1) 北海道景観審議会委員応募用紙（様式 1）に必要事項を記載したもの。
- (2) 所定の原稿用紙（様式 2）に次のテーマについて、あなたの考えを 1,200 字以内でまとめた作文。

【テーマ】「北海道らしい景観とそれを守り、創り、整えるための方法」

【内容】テーマに沿って「公共事業における景観形成のあり方」又は「市町村を越えた広域的な景観形成の進め方」のいずれかの観点を含むこと

6 応募期間

平成 26 年 7 月 28 日（月）から 8 月 29 日（金）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 8 時 45 分～17 時 30 分とします。

7 選考

庁内に設置する選考委員会において、提出された書類をもとに応募者の研究・活動内容、地域のバランス等を総合的に勘案し選考します。

選考結果は、9 月下旬に、応募者全員にお知らせします。

問い合わせ及び応募先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（道庁本庁舎 10 階）

北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観グループ

都市計画課直通電話 011-204-5563